

団体扱火災保険のご案内

(トータルアシスト住まいの保険)

あなたの住まいと家財を 災害・事故から守ります！

大口団体扱

割引 **10** %
適用!!^{*1}

^{*1} 大口団体扱割引10%は、保険期間の始期日が令和07年4月1日から令和08年3月31日までの契約に適用されます。割引率は、団体の契約件数により毎年見直されます。なお、大口団体扱割引は地震保険には適用されません。

こんな事故が起こったときに保険金をお支払いします。

火災・落雷
破裂・爆発風災・雪災^{*2}
雪災^{*2}水災^{*3}水濡れ^{*4}盗難・騒擾^{じょう}左記以外の
偶然な
破損事故等

^{*2} 「融雪水の漏入もしくは凍結、融雪洪水または除雪作業による事故」を除きます。

^{*3} 床上浸水、地盤面より45cmを超える浸水、または損害割合が30%以上の場合をいいます。

^{*4} 給排水設備に生じた事故による水濡れ、または他の戸室で生じた事故による水濡れをいいます。

地震保険のご契約もおすすめます！

火災保険だけでは、地震・噴火またはこれらによる津波を原因とする損害は補償されません。地震に対する備えの一つとして地震保険のご契約をぜひご検討ください。

※ 一部の火災保険では地震火災費用保険金をお支払いする場合があります。

※ 地震保険料は一定額を限度に所得控除の対象となります。



家財補償のみでも契約できます！

家具や衣服、テレビ、洗濯機、冷蔵庫等の損害は「家財」を保険の対象としてご契約いただかなければ、補償されません。家財補償のみでもご契約できますので、家財に対する備えの一つとして、ぜひご検討ください。



被保険者（補償を受けられる方）は、ご契約者の同居の親族等の場合でもご契約いただけます。

1. ご契約者は竹中グループの従業員（竹中グループに勤務し、竹中グループから毎月給与の支払いを受けている方）
2. 被保険者（補償を受けられる方）は、①ご契約者、②ご契約者の配偶者（内縁を含みます。以下同じ）、③ご契約者またはその配偶者の同居の親族、④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族のいずれかの場合に、ご契約いただけます。



ご注意

退職等により給与の支払いを受けられなくなった場合、資本関係の変更により系列会社でなくなった場合等には団体扱、「保険料の集金に関する契約書」に定められた契約者の人数に不足する場合等には、団体扱・集団扱特約が失効し、残りの保険料を一括して払込みいただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

お問い合わせ先

【取扱代理店】株式会社アサヒファシリティズ 保険事業本部 東京都江東区新砂 1-3-3 竹中セントラルビルサウス
北海道 011-213-1088 東京 03-5683-1184 名古屋 052-231-8824 大阪 06-6201-8663
広島 082-222-7500 九州 092-441-3768